

令和5年度 第3回能代市活力ある高齢化推進委員会

日 時 令和5年10月23日（月）
午後6時30分～
場 所 能代市役所 会議室9・10

次 第

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 案件
 - (1) 計画の素案（たたき台）について
 - ・ 計画の素案（たたき台）別紙説明資料
 - (2) 施設介護サービスの基盤整備について（資料なし）
- 4 その他
- 5 閉会

**能代市高齢者福祉計画・
第9期介護保険事業計画**
(令和6年度～8年度)

【素案(たたき台)別紙説明資料】

目 次

能代市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 骨子及び国からの見直しポイントの反映について……………	P1
第9期計画に向けた課題・方向性（案）……………	P2～6
施策Ⅲ 介護予防等の推進……………	P7～8
施策Ⅳ 在宅介護サービスの基盤整備……………	P9
施策Ⅴ 在宅介護サービスの向上……………	P10～11
施策Ⅶ 施設介護サービスの質的向上……………	P12
施策Ⅷ 地域包括ケアシステムの深化……………	P13～16
施策Ⅸ 認知症施策の推進……………	P17～18
施策Ⅹ 災害や感染症対策に係る体制整備……………	P19

能代市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画骨子 及び国からの見直しポイントの反映について

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の策定体制
5. 高齢者等の状況と第8期計画の実施状況
6. 第9期計画に向けた課題・方向性

第2章 計画の基本的方向

1. 基本理念
2. 基本的目標
3. 計画の体系
4. 自立支援・重度化防止の目標

第3章 高齢者福祉計画

- 施策Ⅰ 高齢者の積極的な社会参加
- 施策Ⅱ 自立生活の支援

第4章 介護保険事業計画

- 施策Ⅲ 介護予防等の推進
 - ・認知症高齢者等見守りシール活用事業・・・・・・・・・・ 2
 - ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施・・・・・・・・ 1
- 施策Ⅳ 在宅介護サービスの基盤整備
 - ・居宅系サービスの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 施策Ⅴ 在宅介護サービスの質的向上
 - ・介護従事者の人材確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - ・虐待、身体拘束の防止対策の推進等・・・・・・・・・・ 2
- 施策Ⅵ 施設介護サービスの基盤整備
 - ・重度者に対する入所施設の整備・・・・・・・・・・ 1
- 施策Ⅶ 施設介護サービスの質的向上
 - ・介護従事者の人材確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - ・施設での虐待、身体拘束の防止対策の推進等・・・・・・・・ 2
- 施策Ⅷ 地域包括ケアシステムの深化
 - ・日常生活圏域の維持と地域支援体制の整備・・・・・・・・ 2
 - ・地域包括支援センター事業の推進・・・・・・・・・・ 2
 - ・地域包括支援センターの運営、評価・・・・・・・・・・ 2
 - ・地域包括ケアシステムの全容・・・・・・・・・・ 1、2
- 施策Ⅸ 認知症施策の推進
 - ・認知症に対する正しい知識の普及啓発と本人からの発信支援・・・・・・・・ 2
 - ・認知症家族会、認知症カフェの実施・・・・・・・・・・ 2
 - ・「チームオレンジ」活動支援・・・・・・・・・・ 2
- 施策Ⅹ 災害や感染症対策に係る体制整備
 - ・介護事業所等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 施策Ⅺ 高齢者の住まいの安定的な確保



- 【国からの見直し
ポイントの反映】

 - 1 介護サービス基盤の計画的な整備
 - 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
 - 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

第5章 介護保険料

1. 介護保険事業費の見込み
2. 介護保険料の算定

第6章 計画の推進にあたって

1. 推進体制
2. 進行管理

第9期計画に向けた課題・方向性（案）

（1）概況データからみた課題と方向性

- 総人口は減少傾向にあるものの、高齢者人口の減少幅はゆるやかに推移していくため、高齢化率は高まっています。
- 要支援・要介護認定者数は、介護予防事業や介護申請の適正化の取り組みの効果、高齢者人口の減少等により減少傾向にありますが、介護保険サービス受給者数は横ばいに推移しています。
- 介護保険サービス給付費は減少傾向にあるものの、1人あたりの給付費は横ばいに推移しています。
- 外出機会の創出は、介護予防や閉じこもり防止、健康づくり、交流の促進につながっています。
- 地区主催の敬老行事の開催を支援しています。
- 介護人材の不足により求人倍率は高止まりしています。

- ☆今後の高齢者人口はゆるやかに減少していくものと予想されますが、64歳以下の人口減少幅は、高齢者人口の減少幅よりも大きくなると見込まれ、高齢者サービスや介護を支える人材不足が懸念されます。
- ☆福祉人材の育成や確保が今後も重要な課題の一つであります。
- ☆自立高齢者の増加を図るため、引き続き介護予防事業に取り組むほか、要介護認定の適正化も継続して実施する必要があります。
- ☆介護保険サービス受給者数は、高齢層の増により横ばいで推移すると見込まれるため、同等水準のサービス基盤を確保していくことが必要となります。
- ☆高齢者の外出機会の創出は、介護予防等にもつながると考えられるため、元気・交流200円バス事業の周知を図るとともに、公共交通全体の中で移動支援の在り方を検討していく必要があります。（計画P66、68）
- ☆令和5年度から全市の地区主催の敬老行事へ支援を行っており、敬老行事による交流が地域の支えあいにつながる効果が期待されています。（計画P60）
- ☆介護人材不足の解消のため、中高生へのPRや資格取得への支援により未経験者の新規参入支援・促進、ICT・介護ロボット導入による現場の生産性の向上について検討が必要です。（計画P84～85）

(2) 8期計画における介護保険事業の進捗からみた課題と方向性

- 介護サービス給付費は、8期計画策定時に見込んだ利用量と同程度の水準で利用されています。
- 介護予防サービスのうち、「訪問看護」「福祉用具貸与」が計画値を上回る利用となっています。

☆介護サービス給付費全体では、8期計画の見込みの範囲内となっており、介護保険サービス受給者数は、横ばいで推移すると見込まれるため、9期計画においても、基本的には同水準の利用量を見込むこととなると思われます。

☆「訪問看護」は療養上支援を必要としている利用者の増、「福祉用具貸与」は安全な在宅生活を送るための利用者の増が考えられますので、9期計画においては利用傾向等を勘案し、計画値を検討していく必要があります。

(3) 各種調査結果からみた課題と方向性

1) 日常生活圏域ニーズ調査結果からみた課題と方向性

- 65歳から74歳（前期高齢者）では9割強が「介護・介助は必要ない」としていますが、75歳以上（後期高齢者）では、8割弱となっており、加齢とともに介護・介助の必要性は高まっています。
- 階段を手すりや壁をつたわず昇ることや椅子から何もつかまらずに立ち上がることの回答で、できない割合は男性より女性の割合が多くなっています。
- 15分ぐらいの連続歩行ができないほど転倒に対する不安感は高くなっております。また連続歩行ができる人ほど外出の割合が高くなっております。
- 女性の75歳以上の4割近くの方が外出を控えるとしております。外出を控える理由として「足腰の痛み」が4割弱を占めています。
- 15分ぐらいの連続歩行ができない人、また外出頻度が低い人、噛み合わせがよくない人、趣味や生きがいを持っていない人が、物忘れが多くなったとしています。
- 趣味がある方のうち7割弱が認定は受けていないとなっており、介護・介助は必要ない人の7割が趣味ありとしています。また、経済的にゆとりのある人の7割強が趣味ありとしています。
- 心配事や愚痴を「聞いてくれる人」、反対に「聞いてあげる人」は、どちらも同じ傾向で、「配偶者」の割合が高く、ついで「友人」、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」、「別居の子ども」となっています。

- 認知症相談の窓口の認知度は5割弱となっています。（前回調査では3割であり、認知度が向上しております。）
- 地域包括支援センターの認知度は5割強であり（前回調査では4割強であり、認知度が向上しております。）、そのうち2割が利用しており、利用者の約6割が満足と評価しております。
- 虐待に関する相談が年々増加しており、全国と同様の傾向となっております。

- ☆介護保険制度について、必要な人に必要な介護サービスを提供できるよう、地域包括支援センターや社協等と連携しながら、体制強化を図る必要があります。
- ☆高齢者引きこもり防止の観点から、外出機会の創出や見守り、安否確認の体制を強化する必要があります。
- ☆運動に関する調査（階段の昇降、椅子からの立ち上がり等）から今後も地域包括支援センターが行う介護予防教室や保健事業と介護予防の一体的実施事業と連携しながらフレイル予防の取り組みを行っていく必要があります。
- ☆高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備軍とされております。認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともに生きていくことができるような環境整備が必要なため、「共生」「予防」を車の両輪として認知症施策の推進が必要です。
- ☆地域包括支援センターについて、今後増加する多様なニーズに適切に対応するため、機能や体制強化を図るとともに、個人や地域の困りごと相談や複合的な課題を抱える世帯への支援、社会参加の場づくり等に取り組み、関係機関との連携を強化し、地域のネットワークを強化していく必要があります。
- ☆高齢者の権利擁護のため、在宅・施設共に虐待防止対策が必要です。

2) 在宅介護実態調査結果からみた課題と方向性

- 主な介護者は50～60代が多く、70～80代以上でも3割近くを占めています。
- 主な介護者が行っている介護の内容としては、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」と「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」がともに7割以上で多くなっており、ついで「外出の付き添い、送迎等」となっております。
- 介護のために仕事を辞めた家族・親族はいないが大半を占めております。
- 在宅生活の継続のための充実が必要な支援・サービスとしては、「外出同行（通院、買い物等）」がもっとも多く、ついで「掃除・洗濯」と「見守り、声かけ」となっております。
- 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護としては、「認知症状への対応」がもっとも多く、ついで「日中の排泄」、「夜間の排泄」、「外出の付き添い、送迎等」、「屋内での移乗・移動」となっております。

☆介護離職について、現状では危険視する程度に無いと考えますが、離職や転職をされる方が少なからずおりますので、介護者の負担軽減につながるよう地域包括支援センター等への相談を促す必要があると考えます。

☆在宅生活継続のため、また、介護者が不安に感じている部分をカバーするサービスとして、以下の3点について検討します。

I 「認知症状への対応」…認知症の人及びその介護者となった家族等が集う認知症カフェや家族会、ピア活動、チームオレンジの立ち上げ支援等の取り組みを推進し、家族等の負担軽減を図る必要があります。

II 「夜間の排泄」…介護保険サービスの利用や家族介護用品支給事業（おむつ券）により在宅介護を支援していますが、介護者の負担軽減につながるよう支援の検討が必要です。

III 「外出の付き添い、送迎等」、「屋内での移乗・移動」…屋内外の移乗・移動支援については、介護保険制度における訪問介護の乗降介助や介護タクシーのほか、住宅改修や福祉用具貸与による住環境の整備により対応していますが、高齢化により、運転免許証の返納による移動の不自由さも新たな課題であることから、公共交通担当課との連携を含めた支援の検討が必要です。

3) 介護人材実態調査結果からみた課題と方向性

- 介護人材の確保状況は、確保ができていない、おおむね確保できていないを合わせると3割強が確保できていない状況にあります。
- 一部の事業所において、外国人材を採用しています。
- 資格取得への支援について、多くの事業所が全額または一部補助を行っています。
- 介護人材不足の打開策として「賃金水準の向上」「勤務条件の改善」「職場環境の改善」が多くなっています。
- 介護サービス事業を継続するうえでの問題点として「今の介護報酬では、人材の確保・定着のために十分な賃金を支払えない」「良質な人材の確保が難しい」「指定介護サービス提供に関する書類作成が煩雑で、時間に追われている」の意見が多くなっています。

- ☆未経験者の新規参入・促進として、中高生へのPR、在学中の高校生への資格取得の支援、求職者へ資格取得支援補助金の活用の周知を図っていきます。
- ☆地域社会を担う人材の職場定着やスキルアップを図るため人材育成に取り組む事業者への支援の検討が必要です。
- ☆届出文書等の簡素化による負担軽減及び介護現場のロボット導入、ICT環境整備に係る研修の開催等を県と連携しながら図っていきます。
- ☆市独自の研修の機会を増やし、介護職員の質の向上を図る必要があります。

施策Ⅲ 介護予防等の推進

(3) 高齢者等に対する施策

⑩認知症高齢者等見守りシール活用事業【地域支援事業】R4 年度開始

(素案たたき台 P78、8 期計画なし)

認知症高齢者等が行方不明となった場合に、早期の発見や保護をすることが、介護者等の精神的負担軽減につながることから、衣類等本人の持ち物に貼ることができるQRコード付きシールを交付します。

※徘徊高齢者家族支援サービス事業の徘徊探知機購入助成は、令和5年度末をもって廃止し、本事業に統合。

■認知症高齢者等見守りシール活用事業の利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	—	14人	6人

※各年度末現在（令和5年度は9月末）

○介護者等の精神的負担を軽減するため、事業を継続します。

【解説】

- ・徘徊高齢者家族支援サービス事業は、GPSにより徘徊高齢者を探知する機器の購入費を助成する事業ですが、電池切れ、水没、不携帯等の理由により、認知症高齢者の使用は難しく、助成実績も少ない状況にありました。
- ・令和4年度から認知症高齢者等見守りシール活用事業の開始により、より実効性のあるシステムが整ったことから、統合する形で廃止するものです。

(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

(素案たたき台P78 8期計画P74)

① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、市町村は介護予防を進めるにあたり高齢者保健事業と一体的に実施するよう努めるものとされました。

介護予防と高齢者保健事業の一体的実施を行うにあたっては、介護・医療・健診情報等の活用を含め関連担当部局と連携して取り組みを進めることが重要とされております。

○医療、介護、保健等のデータを一体的に分析し、フレイル状態を把握し、高齢者の自立した生活を支援し健康寿命の延伸を図ります。

【解説】

- ・日常生活圏域ニーズ調査によると、転倒の不安や階段昇降、椅子からの立ち上がりには支えを必要とするなどの回答があることから、地域包括支援センターの介護予防教室や市民保険課が主管する「保健事業と介護予防の一体的な実施」を連携して行い、フレイル予防に取り組めます。

施策Ⅳ 在宅介護サービスの基盤整備

(2) 居宅系サービスの推進

(素案たたき台 P82 8期計画 P76)

中重度になっても、住み慣れた家庭や地域、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅で生活できるような対応を展開していく既存のサービスに加え、看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めます。

【解説】

- 看護小規模多機能型居宅介護は、令和5年度に開設予定でしたが、事情により開設に至りませんでした。市内の介護保険事業所に対して行った「第9期介護保険事業計画に係るアンケート」において、整備が必要なサービスであるとの意見もあることや、国から、「地域密着型サービスの更なる普及」が基本指針のポイントとして示されていることから、市として総合的に判断し、整備を進めます。

施策Ⅴ 在宅介護サービスの向上

(1) 介護従事者の人材確保及び資質の向上 (素案たたき台 P84 8期計画 P79)

④介護従事者の人材確保

地域包括ケアシステムを支え、介護サービスを充実していくにあたり、介護従事者の確保が必要となるため、人材の確保に向け、効果的な方策を検討していきます。

○未経験者の新規参入・促進のため、中高生へのPRを行うとともに、求職者へ資格取得支援補助金の活用を周知していきます。

○地域社会を担う人材の職場定着やスキルアップを図る人材育成に取り組む事業者を支援するための能代市地元企業育成支援事業を周知していきます。

○届出文書等の簡素化による負担軽減を図るとともに、介護現場へのロボット導入、ICT環境整備に係る研修の開催や活用できる補助金を周知していきます。

【解説】

- ・市商工労働課の資格取得支援補助金、能代市地元企業育成支援事業の研修費用の補助、ホームページに無料で掲載できる「能代市しごと情報サイト」等の活用の周知や人口政策・移住定住推進室の事業と連携しながら取り組みを進めます。また、他自治体の人材確保・定着の施策についての研究を進めます。行政機関や介護関係団体等で構成される秋田介護労働懇談会と連携して、安心して働くことができる介護事業所の職場づくりの支援に取り組みます。

秋田介護労働懇談会とは・・・行政機関（国・県・市町村）、介護関係団体、商工会議所等、社会福祉法人で構成され、各関係機関・団体等の相互の施策、事業に対する理解の促進、情報交換・共有、地域の実情に応じた役割や分担の検討等、介護の在り方を検討し、介護分野で安心して働くことのできる職場づくりの支援をすること等を目的に設置されております。

(4) 在宅ケアの取組

(素案たたき台 P88 8期計画 P85)

②虐待・身体拘束の防止対策の推進等

高齢者虐待は、高齢者の身体的自立度の低下や認知症による言動の混乱などにより、介護する側に身体的・経済的・心理的な負担がかかり、ストレスが増大することから起こるといわれています。特に介護が長期化している場合に多くみられます。

介護事業所での虐待・身体拘束等を防止するための相談・通報体制を整備するとともに、虐待防止マニュアルに基づき、高齢者の人格と尊厳を守ります。

○高齢者虐待の発生を予防するため、市民が高齢者虐待に関する正しい知識と理解を持てるよう周知・啓発を行います。

○高齢者を介護している人以外の関係者からの虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止にも地域包括支援センターや関係機関と連携し対応します。

○高齢者緊急一時保護事業の活用を検討します。

【解説】

- ・高齢者虐待については、高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行された平成18年度以降、全国で増加傾向にあり、対策が急務となっています。このため、高齢者虐待防止の体制整備が重要であるとされ、項目名に「対策の推進」を追加しました。

施策Ⅶ 施設介護サービスの質的向上

(1) 介護従事者の人材確保および資質の向上 (素案たたき台 P90 8期計画 P87)

②介護従事者の人材確保

地域包括ケアシステムを支え、介護サービスを充実していくにあたり、介護従事者の確保が必要となります。県が策定する介護保険事業支援計画と連携を図りながら、人材の確保に向け、効果的な方策を検討していきます。

【解説】P10と同様

(4) 施設ケアの取組 (素案たたき台 P92 8期計画 P89)

②施設での虐待・身体拘束の防止対策の推進等

施設での虐待・身体拘束等を防止するための相談・通報体制を整備するとともに、虐待防止マニュアルに基づき、高齢者の人格と尊厳を守ります。

○要介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化

【令和6年4月1日から義務化】

- ①虐待防止委員会の設置
 - ②指針の整備
 - ③研修の定期的な実施
 - ④担当者の配置
- ・サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等についても、同様に虐待防止対策を推進します。

【解説】P11と同様

施策Ⅷ 地域包括ケアシステムの深化

(1) 日常生活圏域の維持と環境整備 (素案たたき台 P93~95、8期計画 P90~92)

①日常生活圏域の維持と地域支援体制の整備

地域における住民の生活を支える基盤には、保健や福祉、医療機関等の施設や他の公共施設、交通網、民間事業者といった地域資源をつなぐ人的なネットワークが重要となっています。担い手として参加していくコミュニティの再生や新たな支え合い体制の構築など、住み慣れた地域での生活継続が可能となるような基盤整備が必要になってきています。

このため、住民の生活形態や地域づくり活動の単位、緊急時に30分以内の駆けつけることのできる距離などを考慮し、「本庁地域」「北地域」「南地域」「二ツ井地域」の4つの日常生活圏域を設定しています。

また、地域共生社会の実現を目指すため、本計画の基本理念に基づき、制度・分野の枠や、従来の関係を超えて、地域住民が助け合いながら暮らしていくことのできる社会を創るという考え方が必要になってきています。高齢者のみならず、障がい、ひきこもり、貧困等といった複合的な課題の相談に応じる重層的な支援体制の整備について主管課をはじめ、関係各課・他団体と連携し支援を進めます。

○地域包括支援センターと、主管課である福祉課をはじめ関係各課・関係機関と連携しながら、重層的支援体制整備事業を進めていきます。

②地域包括支援センター事業の推進

きめ細やかな対応を目指して、日常生活圏域である「本庁地域」「北地域」「南地域」「二ツ井地域」の4か所に地域包括支援センターを設置し、委託により事業を実施しています。

各地域包括支援センターは、地域包括ケア体制の中核として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種がチームとなり支援にあたっています。高齢者や家族などの関係者等のほか、保健・医療・福祉等関係機関や市民等からの情報を集約させ、個々の高齢者の状況にあわせた必要な支援を、関係機関等の協力を得て、包括的・継続的に業務を行っています。

相談件数の増加に加え、最近は8050問題のような複雑かつ複合的な課題が多く、業務量も増大していますが、より地域に密着した事業実施のために、地域包括支援センターの職員を増員するなどし、体制強化を図っています。

○あらゆる機会を通じて地域包括支援センターの周知を図り、関係機関と連携しながら高齢者の支援を推進していきます。

(2) 地域包括支援センターの適切な運営・評価

①地域包括支援センターの運営・評価

地域包括支援センターの業務として、1. 介護予防事業、2. 包括的支援事業としての介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント支援業務、3. 任意事業としての家族介護支援事業、認知症高齢者見守り事業などを行っています。

公平・中立な立場から、高齢者支援の核として関与し、高齢者をはじめとする地域住民に対して包括的・継続的な支援を行っております。

地域包括支援センターは高齢者の相談窓口として周知され、年々相談件数も増加しています。市は地域包括支援センター設置の責任主体として、定期的に定例会を開催し業務の情報交換をしているほか、各委託法人とも法人会議を実施し状況を共有、検討しています。そのほか、ケアマネジャーによる地域包括支援センターの利用に関するアンケートなども参考にしながら、地域包括支援センターの機能が十分発揮されるよう適切な運営を図っていきます。

○評価指標の結果の点検は、引き続き地域包括支援センター運営協議会に諮り助言を受けます。

【解説】

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となるものであり、その核となる地域包括支援センターの体制整備と質の確保は、ケアシステムの深化に不可欠なものと認識しています。
- 属性や世代を問わない包括的な相談支援として、今後も重層的支援体制整備事業と連携していくことが必要とされています。

(3) 地域包括ケアシステムの深化

(素案たたき台 P98 8期計画 P95)

①地域包括ケアシステムの全容

地域包括支援センターを中核として、これまで住まい・予防・生活支援・医療・介護の5つの視点による地域包括ケアシステムの強化に向けた地域支援事業の充実を図ってきました。

在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携を重点的に取り組むこととし、在宅医療・介護連携の推進では、能代山本地域医療・介護・福祉連携推進協議会で圏域共通の入院時情報提供の作成、医療・福祉・介護地域支援情報一覧を作成し、退院支援の一助となっています。認知症施策の推進では、認知症サポーターが中心となり、認知症の人や家族の支援ニーズをつなぐ「チームオレンジ」が結成され、活動しています。また、認知症高齢者が行方不明になった際に活用する「認知症高齢者等見守りシール活用事業」も始まり、認知症の人をとりまく環境の整備も行ってきました。生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進では、能代市社会福祉協議会とともに、地域のニーズや課題を把握する生活支援体制整備事業を実施しています。高齢者の居住安定に係る施策との連携では、情報を一覧にして公表するなどを実施しています。

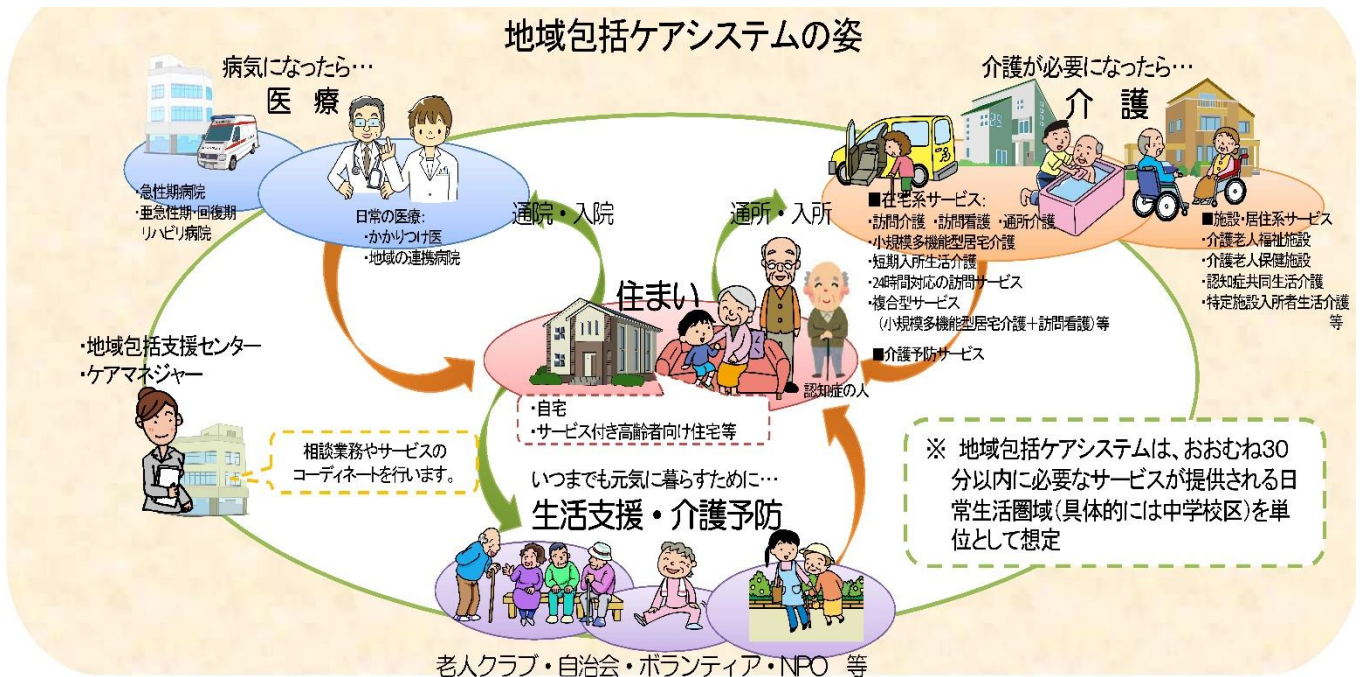
今後も、地域の高齢者やその家族を地域全体で支える体制を整えるため、医療・保健・福祉等の関係機関、地域や市民の各種団体、民間事業者やボランティア等との連携を図ります。

【解説】

高齢者が住み慣れた家庭や地域で、介護や支援が必要となっても、自分らしい暮らしを人生の最後まで送れるよう、関係機関と連携を図りケアシステムの構築を進めています。

今後も、地域の特性やニーズを把握し、体制を整えていきます。

地域包括ケアシステムのイメージ図



地域包括ケアシステムの概念図



施策Ⅸ 認知症施策の推進

(素案たたき台 P106～108 8期計画 P103～105)

(1) 認知症に対する正しい知識の普及啓発と本人からの発信支援

認知症に対応していくため、市民および企業や職域、小中学生など、幅広い認知症サポーターの養成を推進し、認知症の人や家族を温かく見守るサポーターを地域や職域に増やしていきます。

今後も家族会やボランティアグループが行う活動を支援するほか、情報提供に努め、介護者を含めた地域住民へ認知症に関する知識の普及啓発を進めます。

また、認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのより良い暮らし、暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合う場の実施に向けて検討します。

○認知症サポーター養成講座は引き続き実施し、勤務のある人でも講座が受けやすくなるよう、夜間や休日の開催を検討します。

○認知症の人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う取り組みとして「本人ミーティング」を検討します。

(3) 認知症高齢者と家族を支える体制の整備

③認知症家族会、認知症カフェの実施

認知症の人を介護する家族を支援するため、家族同士が交流できる場や、同じような悩みや苦勞を話し合える機会をつくります。

また、地域における認知症高齢者の見守り体制構築のために、認知症に関する広報・啓発活動を行い、関係機関によるネットワーク構築を目指し検討を進めます。

○気軽に参加できるよう、家族会や認知症カフェの様子が伝わる媒体等の作成を検討します。

(4) 認知症バリアフリーの推進

②「チームオレンジ」活動支援

認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバンメイト協議会のメンバーと、認知症の家族を含む認知症サポーターが、令和4年度にチームオレンジを立ち上げました。令和5年度には自主サークルのメンバーがステップアップ講座を経て、活動を始めています。認知症の人や家族の支援ニーズと、認知症サポーターを中心とした支援をつなぎ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりの活動を行うための「チームオレンジ」の活動を支援します。

【解説】

- 令和5年6月に認知症基本法が可決成立し、より認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要とされました。
- ニーズ調査、在宅介護実態調査からも、認知症症状の対応への不安があるとの回答があり、介護者の負担軽減が重要となります。
- 認知症の人が自分の希望や必要としていることを、自らの言葉で語る、本人発信を支援するとともに、認知症の人を支える家族の意見も施策に反映できるよう施策を進めていきます。

施策X 災害や感染症対策に係る体制整備

(2) 介護事業所等との連携

(素案たたき台 P109、8期計画 P106)

避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要であるため、介護事業所等で策定している災害及び感染症に対する業務継続計画（BCP）等の具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を行います。

【解説】

- ・介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。
- ・必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BusinessContinuityPlan）の策定が重要となっており、計画の策定が令和6年4月から義務化されております。